

イズミヤ枚方店に関する検討結果

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

①駐車場の必要台数の確保

指針による必要台数464台を上回る587台(全体収容台数587台、うち小売店舗用579台、併設店舗用8台)を計画しており、特に問題は無いと考えられる。

②駐車場の位置及び構造等

出入口は2箇所(出入口2)で、ピーク1時間の来客車両台数は587台(発券ゲートあり)であり、公道に入庫待ち行列が発生するおそれがないため、入庫処理能力は特に問題は無いと考えられる。

③駐輪場の確保等

駐輪場はこれまでとおりの運用をすとしており、特に問題は無いと考えられる。

④経路の設定等

隔地駐車場及び出入口が減少するが、それに伴う来店車両の経路変更はなく、特に問題は無いと考えられる。

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

店舗出入口は歩道に面した位置であり、歩行者は安全に店舗へ入店が可能である。

休日および繁忙期は第一駐車場出入口に、誘導員を配置し誘導を行うとともに、歩行者の安全確保や来店車両の交通整理に努めており、特に問題は無いと考えられる。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

一般廃棄物については、枚方市の一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の排出抑制や資源ごみの分別を通じた廃棄物の減量化等に努めるとともに、排出する廃棄物について適正に処理するとしており、特に問題は無いと考えられる。

(4) 防災・防犯対策への協力

防災対策について、大阪府と災害時における生活必需品等の物資の供給に関する協定を結んでおり、また、自治体より災害時に協力要請があった場合には対応する。

防犯対策について、従業員等が定期的に巡回により防犯に努めるとともに、営業時間終了後は搬入

車両出入口及び駐車場出入口を施錠するとしており、特に問題は無いと考えられる。

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針に基づき予測評価を行っている。

騒音の総合的な予測は、駐車台数が第一駐車場、第二駐車場ともに増加するとの予測ですが、店舗周辺の6地点において、全ての地点で環境基準値を下回っていることから、周辺的生活環境への影響は、特に問題は無いと考えられる。

(2) 廃棄物に係る事項等

保管施設全て屋内に配置しており、容量は必要容量33.8 m³に対し実保管容量330.4 m³と十分確保されている。

また、生ごみ等は廃棄物保管施設は密封性を確保した保管庫で保管し、冷蔵保管による温度管理により、臭気の発生を抑制するとしており、特に問題ないと考えられる。

(3) 街並みづくり等への配慮等

枚方市屋外広告物条例・枚方市景観条例に基づき、街並みづくりや景観に配慮した計画にするとしており、特に問題は無いと考えられる。

3. 上記検討結果から枚方市の意見

意見	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はない。
留意事項	なし